

意見案第2号

消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）の円滑な導入に向けた事業者支援の早期実施を求める意見書

上記意見案について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び富良野市議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）第13条の規定により提出する。

令和4年12月7日

提出者	富良野市議会議員	渋谷正文
賛成者	同	宇治則幸
同	同	大西三奈子
同	同	小林裕幸
同	同	天日公子
同	同	大栗民江
同	同	家入茂

—提出先— 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣

消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）の円滑な導入に向けた事業者支援の早期実施を求める意見書

新型コロナ危機の収束や景気回復が見通せない中で、令和5年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施に向けた準備が進められている。

インボイス制度は、事業者間の取引慣行に影響を与え、事業者免税点制度を実質的に廃止しかねないものである。免税事業者が取引から排除されたり、不当な値下げ圧力等を受けたりする懸念があることに加え、発行請求書の書式変更システムの入替・改修の他、事業者にとって対応しきれないほどの多大な事務負担が生じる。

国は、「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）」において、令和元年10月の軽減税率制度導入後3年以内を目途に、事業者の準備状況や事業者の取引への影響の可能性を検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講じると規定している。

しかしながら、コロナ禍の影響もあり、国においてこうした十分な調査、実態把握を行った上での検証は行われておらず、周知についても不十分である。

更には、物価上昇や原材料等の高騰で、中小企業・自営業者の経営危機がかつてなく深まっており、インボイス制度に対応できる状況ではなく、日本商工会議所、中小企業家同友会全国協議会、全国青色申告会総連合、日本税理士会連合会、農民運動全国連合会、全国シルバー人材センター事業協会などの団体も現状での実施に踏み切ること懸念の声を上げている。

新型コロナ危機を克服し、新しく再構築すべき経済・社会においても、地域に根差して活動する中小業者の存在が必要不可欠である。

国は、免税事業者の取引排除等による倒産・廃業の可能性を含めた「検証」を、早急に行い、この検証を踏まえた事業者負担の軽減措置等、支援策の措置を行うべきである。

よって、国においては、消費税のインボイス制度の円滑な導入に向けた事業者支援の早期実施を求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和4年12月13日

富良野市議会